

議事日程第 1 2 号

令和 7 年 (2025 年) 招集大阪狭山市議会定例会 9 月定例会議会議事日程

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 9 月 1 日 午前 9 時 3 0 分開議

議会期間 (令和 7 年 9 月 1 日から同月 2 9 日まで 2 9 日間)

日程第 1	発議第 1 3 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	発議第 1 4 号	選挙管理委員及び同補充員の選挙について
日程第 3	議案第 4 7 号	教育委員会の委員の任命について
日程第 4	議案第 4 8 号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 5	議案第 4 9 号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 6	議案第 5 0 号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 7	議案第 5 1 号	令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	議案第 5 2 号	令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算認定について
日程第 9	議案第 5 3 号	令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算認定について
日程第 1 0	議案第 5 4 号	令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 1	議案第 5 5 号	令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 2	議案第 5 6 号	令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 3	議案第 5 7 号	令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 4	議案第 5 8 号	令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 5	議案第 5 9 号	令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 6	議案第 6 0 号	令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市茱萸木財産区特別会

		計歳入歳出決算認定について
日程第 1 7	議案第 6 1 号	令和 6 年度 (2024年度) 大阪狭山市下水道事業会計決算認定について
日程第 1 8	議案第 6 2 号	令和 6 年度 (2024年度) 大阪狭山市下水道事業剰余金の処分について
日程第 1 9	議案第 6 3 号	大阪狭山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について
日程第 2 0	議案第 6 4 号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 1	議案第 6 5 号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について
日程第 2 2	議案第 6 6 号	大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 3	議案第 6 7 号	大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 2 4	議案第 6 8 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 5	議案第 6 9 号	令和 7 年度 (2025年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 5 号) について
日程第 2 6	議案第 7 0 号	令和 7 年度 (2025年度) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) について
日程第 2 7	議案第 7 1 号	令和 7 年度 (2025年度) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) について
日程第 2 8	議案第 7 2 号	令和 7 年度 (2025年度) 大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 2 9	議案第 7 3 号	令和 7 年度 (2025年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 3 0	議案第 7 4 号	令和 7 年度 (2025年度) 大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 3 1	議案第 7 5 号	令和 7 年度 (2025年度) 大阪狭山市東野財産区特別会計

		補正予算（第 1 号）について
日程第 3 2	報告第 5 号	令和 6 年度（2024 年度）大阪狭山市健全化判断比率の報告について
日程第 3 3	報告第 6 号	令和 6 年度（2024 年度）大阪狭山市資金不足比率の報告について
日程第 3 4	報告第 7 号	令和 6 年度（2024 年度）公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業実績及び決算の報告について
日程第 3 5	請願第 3 号	大阪狭山市立幼稚園の入園募集の再開・継続を求める請願について
日程第 3 6	要望第 4 号	補聴器購入助成制度における「市民税非課税世帯」の要件撤廃を求める要望について
日程第 3 7	要望第 5 号	公費による高齢者の聴力検査の制度化を求める要望について

発議第13号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

令和7年(2025年)9月1日提出

大阪狭山市議会議長 松 井 康 祐

記

9番	山 本 尚 生
11番	鳥 山 健

選挙管理委員及び同補充員の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び同条第2項の規定により、選挙管理委員4人及び同補充員4人を選挙されたい。

令和7年(2025年)9月1日提出

大阪狭山市議会議長 松 井 康 祐

議案第47号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年(2025年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 鶴 川 和 水

昭和43年〇〇月〇〇日生

岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成１８年大阪狭山市条例第４号）第３条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年(2025年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 西 井 兼 一

昭和26年〇〇月〇〇日生

岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成１８年大阪狭山市条例第４号）第３条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年(2025年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 北 井 守

昭和28年〇〇月〇〇日生

岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成１８年大阪狭山市条例第４号）第３条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年(2025年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 月 原 満

昭和32年〇〇月〇〇日生

議案第 5 1 号

令和 6 年度 (2024年度) 大阪狭山市一般会計歳入歳
出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度 (2024年度) 大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 (2025年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 5 2 号

令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市国民健康保険特
別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算認定について

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 53 号

令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市介護保険特別会
計 (事業勘定) 歳入歳出決算認定について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 54 号

令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 55 号

令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 56 号

令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市半田財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 57 号

令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市東野財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 58 号

令和 6 年度 (2024年度) 大阪狭山市今熊財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度 (2024年度) 大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 (2025年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 59 号

令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市岩室財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 60 号

令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 6 1 号

令和 6 年度 (2024年度) 大阪狭山市下水道事業会計
決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度 (2024年度) 大阪狭山市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 (2025年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 6 2 号

令和 6 年度 (2024 年) 大阪狭山市下水道事業剰余
金の処分について

令和 6 年度 (2024 年) 大阪狭山市下水道事業会計で生じた剰余金の処分を下記のとおり行うことについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

令和 6 年度 (2024 年) 大阪狭山市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,321,214,793	721,831,886	247,720,837
議会の議決による処分数額	0	0	△50,000,000
事業規模の変更	0	0	0
減債積立金	0	0	0
建設改良積立金	0	0	△50,000,000
処分後残高	3,321,214,793	721,831,886	(繰越利益剰余金) 197,720,837

※この計算書における△表記は、減少を示すものです。

議案第 63 号

大阪狭山市地区計画の区域内における建築物等
の制限に関する条例について

大阪狭山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）

第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画区域である大阪狭山市内の地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるとともに、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づく建築物の緑化率に関する制限を定めることにより、適切かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、都市緑地法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、別表第1に掲げる地区計画区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 地区計画区域（地区整備計画において当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。）内においては、別表第2各項の地区計画に応じ、同項(ア)に掲げるとおりとしなければならない。

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 建築物の容積率は、別表第2各項の地区計画に応じ、同項(イ)に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 建築物の建蔽率は、別表第2各項の地区計画に応じ、同項(ロ)に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 建築物の敷地面積は、別表第2各項の地区計画に応じ、同項(エ)に掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の壁面の位置の制限)

第 8 条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、別表第 2 各項の地区計画に応じ、同項(オ)に掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第 9 条 建築物の高さは、別表第 2 各項の地区計画に応じ、同項(カ)に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度)

第 10 条 建築物の敷地の地盤面の高さは、別表第 2 各項の地区計画に応じ、同項(キ)に掲げるとおりとしなければならない。

(垣又は柵の構造の制限)

第 11 条 建築物に附属する門又は塀の構造は、別表第 2 各項の地区計画に応じ、同項(ク)に掲げるとおりとしなければならない。

(建築物の形態又は意匠の制限)

第 12 条 建築物の形態又は意匠は、別表第 2 各項の地区計画に応じ、同項(ケ)に掲げるとおりとしなければならない。

(建築物の緑化率の最低限度)

第 13 条 建築物の緑化率は別表第 2 各項の地区計画に応じ、同項(コ)に掲げる数値以上でなければならない。

(公益上必要な建築物の特例)

第 14 条 市長がこの条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして良好な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、その許可の範囲内において、第 4 条から前条までの規定は適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 15 条 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築する場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 4 条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き第 4 条の規定（同

条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項又は第2項及び法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により第8条の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築する場合においては、増築又は改築に係る建築物の部分の壁又はこれに代わる柱が第8条の規定に反しない限り、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第8条の規定は、適用しない。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主(法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者)

(2) 第5条から第10条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工し、違反することとなった場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 建築物を建築した後に、当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第7条の規定に違反することとなった場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又

は人の業務に関して、第1項又は前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用い
ないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工し、違反することと
なった場合においては、当該建築物の工事施工者）

(2) 建築物を建築した後に、当該建築物の緑化率を減少させたことにより、第13
条の規定に違反することとなった場合においては、当該建築物の所有者、管理者
又は占有者

2 前項第1号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によ
るものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対し
ても同項の罰金刑を科する。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

（南部大阪都市計画金剛駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 南部大阪都市計画金剛駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例（平成14年大阪狭山市条例第25号）

(2) 南部大阪都市計画大野西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例（平成18年大阪狭山市条例第6号）

(3) 南部大阪都市計画山本南地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する
条例（平成28年大阪狭山市条例第4号）

(4) 南部大阪都市計画大阪狭山市東茱萸木・富田林市伏山地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例（令和４年大阪狭山市条例第２５号）
（経過措置）

3 前項の規定の施行の際、現に南部大阪都市計画金剛駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、南部大阪都市計画大野西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、南部大阪都市計画山本南地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例又は南部大阪都市計画大阪狭山市東茱萸木・富田林市伏山地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定による適用区域において現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物に係る罰則の適用については、同項の規定により旧条例の規定が失効した後も、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

地区計画区域

名称
金剛駅西口地区地区計画
大野西地区地区計画
山本南地区地区計画
大阪狭山市東茱萸木・富田林市伏山地区地区計画
東茱萸木四丁目地区地区計画

別表第２（第４条―第１３条関係）

1 金剛駅西口地区地区計画

(ア)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物を建築し、又は当該各号に掲げる建築物となる用途の変更をしてはならない。 (1) 大阪狭山市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和５８年大阪狭山市条例第１７号）第２条に規定するラブホテル (2) 大阪狭山市パチンコ遊技場等及びゲームセンターの建築の規制に関する条例（昭和５８年大阪狭山市条例第１８号）第２条各号に規定するもの (3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が５０平方メートルを超えるもの (4) 倉庫業を営む倉庫
(イ)	建築物の容積率の最高限度	—
(ウ)	建築物の建蔽率の最高限度	—
(エ)	建築物の敷地面積の最低限度	—
		建築物の敷地が金剛駅西口地区地区計画に附属する計画図に表示する金剛駅前西交通広場に接する場合におい

(オ)	建築物の壁面の位置の制限	て、当該交通広場に面する建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱の面から当該交通広場の境界線までの距離は、1メートルとする。
(カ)	建築物の高さの最高限度	—
(キ)	建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度	—
(ク)	垣又は柵の構造の制限	—
(ケ)	建築物の形態又は意匠の制限	—
(コ)	建築物の緑化率に関する制限	—

2 大野西地区地区計画

(ア)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（長屋を除く。以下この項において同じ。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの (3) 集会所 (4) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）
(イ)	建築物の容積率の最高限度	10分の10
(ウ)	建築物の建蔽率の最高限度	10分の5
(エ)	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル
(オ)	建築物の壁面の位置の制限	(1) 1メートル (2) 前号の適用の緩和に関する措置は、令第135条の22に定めるところによる。
(カ)	建築物の高さの最高限度	(1) 10メートル (2) 前号の建築物の高さの算定については、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さが5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。 (3) 第1号の建築物の高さの算定については、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。 (4) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下でなければならない。 (5) 前号の適用の緩和に関する措置は、令第135条の4第1項第1号及び第2号に定めるところによる。
(キ)	建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度	—
(ク)	垣又は柵の構造の制限	—
(ケ)	建築物の形態又は意匠の制限	—
(コ)	建築物の緑化率に関する制限	—

3 山本南地区地区計画

(ア)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（長屋を除く。以下この項において同じ。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの (3) 集会所 (4) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）
(イ)	建築物の容積率の最高限度	10分の10
(ウ)	建築物の建蔽率の最高限度	10分の5
(エ)	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル
(オ)	建築物の壁面の位置の制限	(1) 1メートル (2) 前号の適用の緩和に関する措置は、令第135条の22に定めるところによる。
(カ)	建築物の高さの最高限度	(1) 10メートル (2) 前号の建築物の高さの算定については、令第2条第1項第6号ロ及びハに定めるところによる。 (3) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下でなければならない。 (4) 前号の適用の緩和に関する措置は、令第135条の4第1項第1号及び第2号に定めるところによる。
(キ)	建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度	—
(ク)	垣又は柵の構造の制限	(1) 建築物に附属する塀（門及び門柱を除く。）を道路に面して設置する場合は生垣としなければならない。ただし、地盤面からの高さが0.6メートル以下の部分については、この限りでない。 (2) 隣地境界について、生垣以外の構造とする場合は、網状その他これに類する形状等透視可能構造とし、高さは地盤面から1.2メートル以下としなければならない。
(ケ)	建築物の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等は、良好な住環境にふさわしい、落ち着いた色合いのものとする。
(コ)	建築物の緑化率に関する制限	10分の1

4 大阪狭山市東茱萸木・富田林市伏山地区地区計画

(ア)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（長屋を除く。以下この項において同じ。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの (3) 集会所 (4) 診療所 (5) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）
(イ)	建築物の容積率の最高限度	10分の10
		(1) 10分の5

(ウ)	建築物の建蔽率の最高限度	(2) 前号の規定の適用については、法第53条第3項第2号に該当する場合にあっては、前号に定める数値に10分の1を加えたものをもって同号に定める数値とする。
(エ)	建築物の敷地面積の最低限度	120平方メートル
(オ)	建築物の壁面の位置の制限	(1) 1メートル (2) 前号の適用の緩和に関する措置は、令第135条の22に定めるところによる。
(カ)	建築物の高さの最高限度	(1) 10メートル (2) 前号の建築物の高さの算定については、令第2条第1項第6号ロ及びハに定めるところによる。 (3) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下でなければならない。 (4) 前号の適用の緩和に関する措置は、令第135条の4第1項第1号及び第2号に定めるところによる。
(キ)	建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度	—
(ク)	垣又は柵の構造の制限	建築物に附属する塀（門及び門柱を除く。）については、生垣又は網状その他これに類する形状等透視可能構造としなければならない。ただし、地盤面からの高さが1.2メートル以下のものについては、この限りでない。
(ケ)	建築物の形態又は意匠の制限	(1) 建築物の敷地が2つ以上の道路に接している場合、自動車の出入口は、歩道のない道路側に設置しなければならない。 (2) 建築物の屋根及び外壁等は、良好な住環境にふさわしい、落ち着いたものとする。
(コ)	建築物の緑化率に関する制限	10分の1

5 東茱萸木四丁目地区地区計画

(ア)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（長屋を除く。以下この項において同じ。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの (3) 集会所 (4) 診療所 (5) 令第130条の4で定める公益上必要な施設 (6) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）
(イ)	建築物の容積率の最高限度	10分の10
(ウ)	建築物の建蔽率の最高限度	(1) 10分の5 (2) 前号の規定の適用については、法第53条第3項第2号に該当する場合にあっては、前号に定める数値に10分の1を加えたものをもって同号に定める数値とする。
(エ)	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル
(オ)	建築物の壁面の位置の制限	(1) 1メートル (2) 前号の適用の緩和に関する措置は、令第135条の22に定めるところによる。

(カ)	建築物の高さの最高限度	(1) 10メートル (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下でなければならない。 (3) 前号に規定する高さを算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓、その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。 (4) 第2号の適用の緩和に関する措置は、令第135条の4第1項第1号及び第2号に定めるところによる。
(キ)	建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度	建築物の敷地の地盤面の高さは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条に基づく開発工事完了後の高さ以上としなければならない。
(ク)	垣又は柵の構造の制限	建築物に附属する塀（門及び門柱を除く。）については、生垣又は網状その他これに類する形状等透視可能構造としなければならない。ただし、地盤面からの高さが1.2メートル以下のものについては、この限りでない。
(ケ)	建築物の形態又は意匠の制限	—
(コ)	建築物の緑化率に関する制限	10分の1

議案第 6 4 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及
び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例について

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2」を「第17条の3」に改める。

第17条の3を第17条の4とし、第17条の2中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪狭山市条例第5号）第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第12条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭

の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「を除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第9条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第9条第2項中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第2号）」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第11条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

3 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 65 号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例につ
いて

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第19条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第19条の3第1項第3号及び第19条の4第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第19条の3第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第19条の4第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第18条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第18条の2 令和8年4月1日以後に第50条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第50条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第51条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第52条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第50条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限

る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第51条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第51条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第18条の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大阪狭山市市税条例(以下「新条例」という。)第18条及び第19条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第19条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第19条の3第1項第3号及び第19条の4第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第19条の3第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき第19条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第19条の3第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の大阪狭山市市税条例(以下「旧条例」という。)第19条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第19条の3第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第19条の4第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第19条の4第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第19条の4第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ(新条例附則第18条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、大阪狭山市市税条例第50条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第52条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附

則第18条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 大阪狭山市市税条例第52条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第18条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第18条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 66 号

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す
る条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年大阪狭山市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１中第５項を削り、第６項を第５項とし、第７項を第６項とし、第８項を第７項とする。

別表第２第１項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和２９年５月８日付け社発第３８１号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であつて生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報」に改め、同表中第５項を削り、第６項を第５項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例

大阪狭山市下水道条例（昭和 6 2 年大阪狭山市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年(2025年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

- 1 契約の目的 大阪狭山市立第七小学校増築工事
- 2 契約金額 ￥183,040,000-
- 3 契約の相手方 大阪府大阪狭山市池之原二丁目964番地の1
株式会社狭山工房
代表取締役 山 林 直 樹

議案第 69 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 5 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 5 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 70 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 7 1 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市介護保険特別会
計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) について

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年
度 (2025 年) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) を別案のと
おり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 7 2 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 2 号) について

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 73 号

令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別 会計補正予算 (第 2 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算 (第 2 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 7 4 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市半田財産区特別
会計補正予算 (第 1 号) について

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算 (第 1 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 75 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市東野財産区特別
会計補正予算 (第 1 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算 (第 1 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

令和6年度(2024年度)大阪狭山市健全化判断比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和7年(2025年)9月1日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

(単位：%)

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将 来 負 担 比 率
— (1 2 . 9 0)	— (1 7 . 9 0)	4 . 0 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

会計の名称	資金不足比率 (%)
下水道事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

報告第 7 号

令和 6 年度 (2024 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業実績及び決算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業実績及び決算について別紙のとおり報告する。

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人